
*
* 柏原市議会臨時会議案 *
*
* 令和7年第1回 *
*

(令和7年4月24日)

目 次

令和7年4月24日 臨時会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報 告 第 6 号	専決処分報告について 「令和7年専決第6号 柏原市市税条例の一部改正について」	1
報 告 第 7 号	専決処分報告について 「令和7年専決第7号 令和6年度柏原市一般会計補正予算（第13号）」	6
報 告 第 8 号	専決処分報告について 「令和7年専決第8号 令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第1号）」	19
議案第25号	工事請負契約の締結について	24
議案第26号	財産の取得について	25

報告第6号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和7年4月24日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和7年専決第6号 柏原市市税条例の一部改正について

令和7年専決第6号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第12号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第8条中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第25条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第68条第1項第1号中「個人番号をいう。以下同じ」を「個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ」に改める。

第89条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が
4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第94条第2項第2号中「及び個人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)」を加え、同項第5号中「定格出力」の次に「(第89条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第95条第2項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を

提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第20条の2第9項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第10項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第11項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第20条の3第6項第1号中「又は所在地」を削り、同条第7項中「3箇月」を「3月」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「3箇月」を「3月」に改め、同項第1号中「又は所在地」を削り、同項第7号中「3箇月」を「3月」に改め、同条第9項中「3箇月」を「3月」に改め、同条第13項中「3箇月」を「3月」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第39条中「第37項、第42項若しくは第45項」を「第36項、第

4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条及び第 8 条の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の柏原市市税条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 8 9 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和7年4月24日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和7年専決第7号 令和6年度柏原市一般会計補正予算（第13号）

令和7年専決第7号

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第13号）

令和6年度柏原市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,334千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,477,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

令和7年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		6,216,250	△ 2,755	6,213,495
	1 地方交付税	6,216,250	△ 2,755	6,213,495
14 国庫支出金		5,749,321	483,142	6,232,463
	2 国庫補助金	1,220,210	483,142	1,703,352
15 府支出金		2,319,271	25,600	2,344,871
	2 府補助金	399,235	25,600	424,835
16 財産収入		18,351	79	18,430
	1 財産運用収入	14,336	79	14,415
18 繰入金		1,439,740	31,430	1,471,170
	1 基金繰入金	1,231,707	31,430	1,263,137
19 諸収入		1,563,451	△ 84,030	1,479,421
	3 貸付金元利収入	289,983	△ 418	289,565
	5 雑入	1,254,276	△ 83,612	1,170,664
20 市債		2,298,788	△ 458,800	1,839,988
	1 市債	2,298,788	△ 458,800	1,839,988
歳入合計		31,483,239	△ 5,334	31,477,905

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		14,067,056	300	14,067,356
	1 社会福祉費	7,220,737	300	7,221,037
4 衛生費		2,793,345	△ 9,483	2,783,862
	2 清掃費	1,111,552	△ 9,483	1,102,069
5 農林水産業費		162,610	4,188	166,798
	2 林業費	11,001	4,188	15,189
9 教育費		3,060,989	△ 339	3,060,650
	1 教育総務費	877,942	△ 339	877,603
歳出合計		31,483,239	△ 5,334	31,477,905

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共施設等再編整備事業	1,104,500	645,700

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第13号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
10		地方交付税	6,216,250	△ 2,755	6,213,495			
	1	地方交付税	6,216,250	△ 2,755	6,213,495			
		地方交付税	6,216,250	△ 2,755	6,213,495			
						1 地方交付税	△ 2,755	特別交付税

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
14		国庫支出金	5,749,321	483,142	6,232,463				
	2	国庫補助金	1,220,210	483,142	1,703,352				
		1	総務費国庫 補助金	444,933	483,142	928,075			
							1 総務管理費補助金	483,142	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
15		府支出金	2,319,271	25,600	2,344,871					
	2	府補助金	399,235	25,600	424,835					
		1	総務費府補助金	6,700	25,600	32,300				
							1 総務管理費補助金	25,600	振興補助金	

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
16		財産収入	18,351	79	18,430				
	1	財産運用収入	14,336	79	14,415				
						2	利子及び配当金	4,790	79
		1 利子及び配当金	79	奨学基金					

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
18		繰入金	1,439,740	31,430	1,471,170					
	1	基金繰入金	1,231,707	31,430	1,263,137					
		1	基金繰入金	1,231,707	31,430	1,263,137				
							1 繰入金	31,430	公共施設等整備基金繰入金	

(款) 19 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,563,451	△ 84,030	1,479,421				
	3	貸付金元利 収入	289,983	△ 418	289,565				
		2	奨学金貸付 金元金収入	1,682	△ 418	1,264			
						1 奨学金貸付金元金 収入	△ 418	奨学金貸付金返還金	

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
5	2	雑入	1,254,276	△ 83,612	1,170,664				
		雑入	1,253,231	△ 83,612	1,169,619				
		1 雑入					△ 83,612	その他雑入	

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
20	1	市債	2,298,788	△ 458,800	1,839,988				
		市債	2,298,788	△ 458,800	1,839,988				
		1 総務債	1,104,500	△ 458,800	645,700				
							1 総務管理債	△ 458,800	公共施設等再編整備事業債

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	14,067,056	300	14,067,356		300			
	1	社会福祉費	7,220,737	300	7,221,037		300			
		1	社会福祉総務費	1,237,608	300	1,237,908		300	27 繰出金	300

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		衛生費	2,793,345	△ 9,483	2,783,862		△ 9,483			
	2	清掃費	1,111,552	△ 9,483	1,102,069		△ 9,483			
		1	清掃総務費	742,159	△ 9,483	732,676		△ 9,483	18 負担金、補助及び交付金	△ 9,483

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
5		農林水産業費	162,610	4,188	166,798		4,188			
	2	林業費	11,001	4,188	15,189		4,188			
		1 林業振興費	11,001	4,188	15,189		4,188			
								24 積立金	4,188	3 基金 森林環境譲与税基金積立金

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9		教育費	3,060,989	△ 339	3,060,650	△ 339				
	1	教育総務費	877,942	△ 339	877,603	△ 339				
		3 奨学基金費	1,701	△ 339	1,362	その他				
						△ 339		20 貸付金	△ 1,500	1 奨学基金貸付事業
								24 積立金	1,161	奨学金貸付金 △ 1,500
										2 基金
										奨学基金積立金 1,161

報告第 8 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和 7 年専決第 8 号 令和 6 年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第 1 号）

令和7年専決第8号

令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第1号）

令和6年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

令和7年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		5,800	△ 300	5,500
	1 外来収入	5,800	△ 300	5,500
3 繰入金		5,283	300	5,583
	1 他会計繰入金	5,283	300	5,583
歳入合計		11,600	0	11,600

令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第1号）説明書

歳入補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 1 診療収入

(項) 1 外来収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1		診療収入	5,800	△ 300	5,500			
	1	外来収入	5,800	△ 300	5,500			
		診療報酬	5,800	△ 300	5,500			
						1 現年度分	△ 300	診療報酬

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
3		繰入金	5,283	300	5,583			
	1	他会計繰入金	5,283	300	5,583			
		一般会計繰入金	5,283	300	5,583			
						1 一般会計繰入金	300	一般会計繰入金

議案第 25 号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和 7 年 4 月 24 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

- 1 契約の目的 (仮称) 市民交流センター施設整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金 950,158,000 円
- 4 契約の相手方 大阪府中央区瓦町二丁目 4 番 7 号
栗本建設工業株式会社
代表取締役 岩崎 光延

議案第26号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和7年4月24日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 財産の内容 室内遊び場遊具及び設備一式
- 2 取得の目的 (仮称) 市民交流センター内に設ける室内遊び場の遊具及び備品等の設置
- 3 取得の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 4 取得価格 金75,900,000円
- 5 契約の相手方 東京都渋谷区神宮前一丁目3番2号
ジブラルタ生命原宿ビル3階
株式会社ボーネルンド
代表取締役 中西 弘子